

荒川水循環センターの悪臭測定結果

(1)敷地境界線の測定結果

調査日:令和2年7月29日

特定悪臭物質	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルパレルアルデヒド	イソパレルアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
測定値	0.1	<0.0002	<0.002	<0.001	<0.0009	<0.0005	<0.005	<0.005	<0.0009	<0.002	<0.0009	<0.0003	<0.09	<0.3	<0.1	<1	<0.04	<0.1	<0.003	<0.0001	<0.0009	<0.0001
基準値※1	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001

※1 基準値は悪臭防止法のA区域の値
A区域とは農業振興地域(B区域)及び工業地域・工業専用地域(C区域)以外の区域

	臭気濃度 (参考値)
測定値	<10
基準値※2	10

※2 埼玉県生活環境保全条例(悪臭規制地域)では、下水道事業は規制対象業種ではありませんが住宅地と同等の基準を達成するように努めています。

(2)汚泥焼却炉の排出口の測定結果

調査日:令和2年7月29日

調査箇所	アンモニア	硫化水素	トリメチルアミン	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルパレルアルデヒド	イソパレルアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	キシレン
1, 2号汚泥焼却炉の排出口	※5 5.0	0.003	<0.0005	<0.005	<0.0009	<0.002	<0.0009	<0.0003	<0.09	<0.3	<0.1	<1	<0.1
3号汚泥焼却炉の排出口※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4号汚泥焼却炉の排出口※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5号汚泥焼却炉の排出口	※6 2.2	0.002	<0.0005	<0.005	<0.0009	<0.002	<0.0009	<0.0003	<0.09	<0.3	<0.1	<1	<0.1
基準値※4	1	0.02	0.005	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003	0.9	3	1	10	1

※3 3号炉、4号炉はメンテナンス中

※4 基準値は悪臭防止法のA区域の敷地境界線における値
A区域とは農業振興地域(B区域)及び工業地域・工業専用地域(C区域)以外の区域

※5 悪臭防止法施行規則第3条により算出される排出口における規制基準値の1000分の1であり、大きく基準値を下回っています。

※6 悪臭防止法施行規則第3条により算出される排出口における規制基準値の2000分の1であり、大きく基準値を下回っています。

(3)排出水中の測定結果

調査日:令和2年7月29日

調査箇所	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
放流水	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.003
基準値※7	0.002	0.005	0.01	0.03

※7 基準値は悪臭防止法のA区域及び排水の流量0.1m³/s超過の値
A区域とは農業振興地域(B区域)及び工業地域・工業専用地域(C区域)以外の区域